

令和8年度福岡地区における「魅力」を活かした周遊観光促進事業 仕様書

本仕様書は、「令和8年度福岡地区における『魅力』を活かした周遊観光促進事業」の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡地区観光協議会(*)と締結するもの。

(*)福岡地区観光協議会の会員は下記のとおり。

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市、福岡観光コンベンションビューロー、大野城市にぎわいづくり協議会、太宰府観光協会、篠栗町観光協会、糸島市観光協会の計 22 団体(17 市町、5 観光協会)であり、「福岡地区」は上記 17 市町に相当。

1 委託件名

令和8年度福岡地区における「魅力」を活かした周遊観光促進事業

2 目的

福岡地区内における「魅力」を発見・再発見してもらうことで、観光スポット間の回遊性を高め、観光客の周遊観光を促進するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

4 業務内容

(1)全体業務関連

- ・本仕様書6以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(4)の業務を遂行するための実施計画(スケジュール含む)や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC送信を徹底すること。
- ・当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

(2)プロモーション

福岡地区内を周遊観光するために、実際の来訪につながるような施策及び誘客を促進する情報発信等を行うこと。

また、最も効果的・効率的に訴求できる時期を選定のうえ実施すること。

(3)効果検証

(2)で提案した手法や自由提案に基づく成果指標を示し、その指標に係る効果検証を行うこと。

(4)自由提案

上記(2)に加え、福岡地区内の認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提案すること。

5 成果品

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、効果検証などを記載のうえ報告すること。

※電子データについては、協議会各会員にも提出すること。

6 留意事項

(1)業務内容について

- ・この委託契約に係る業務の遂行に当たっては、事務局と十分な協議及び連絡を図ること。
- ・この委託契約に係る画像等の権利関係について必要な手続きは、受託者において対処すること。
- ・この委託契約に係る一切の費用(交通費、撮影許可に要する費用・交渉等)については、すべて事業費内に含むこととする。

(2)成果品の諸権利について

- ・この委託契約に係る成果物は、福岡地区観光協議会に帰属するものとする。
- ・福岡地区観光協議会は、成果品の一部について差し替え、本仕様書に記載の用途にかぎり削除及び追加の必要が生じた場合には、その改編を行うことができるものとする。
- ・福岡地区観光協議会は、成果品を他の広報物に使用できるものとする。

(3)責任について

- ・この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- ・この仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、事務局と受託者が協議の上で決定するものとする。
- ・本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

- ・乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して

知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(4)その他

- ・支給したデータの全部または各素材を外部に転載してはならない。
- ・受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、福岡地区観光協議会の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。